

浦安市入札監視委員会の組織及び運営に関する要綱

制 定 平成 19 年 10 月 1 日
施 行 平成 19 年 10 月 1 日

(設置)

第 1 条 この要綱は、浦安市附属機関の設置等に関する条例（令和 4 年条例第 2 号）

第 2 条第 1 項の規定により、浦安市が行う入札・契約手続の公平性・公正性の確保と透明性の向上を図るため設置した浦安市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成等)

第 2 条 委員会は、入札・契約制度に関し学職経験・専門知識を有する者のうちから市長が委嘱する委員 3 人をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表する。

3 委員長は会務を総理し、委員会の議事を運営する。

4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催等)

第 4 条 委員会は必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、あらかじめ書面により、審議の日時、場所及び審議の内容を委員に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(再苦情処理)

第5条 委員会は、浦安市附属機関の設置等に関する条例別表第1 浦安市入札監視委員会の目第3号に規定する、再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申し立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(再苦情申立ての却下)

第6条 前条第1項に規定する場合において、再苦情の申立期間を過ぎ、又は明白に申立の適格を欠くと認められるときは、委員会は、当該申立てを却下する。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある案件については、議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(議事録の作成及び公表)

第9条 委員会は、議事録を作成し、これを公表する。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、契約担当課で処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月10日より施行する。